

報告事項（1）

9月定例教育委員会 資料	
令和6年9月25日（水）	
担当課	各課

9月市議会定例会の附議案（追加提案分）等について

9月市議会定例会において、下記附議案が追加となりました。

■ 予算

令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）

・ 債務負担行為補正

【文化財課】 P. 3

■ その他

議案第122号 財産の取得について（追認）

【学校教育課】 P. 5

議案第123号 財産の取得について（追認）

議案第124号 財産の取得について（追認）

■ 人事

鳥取市教育委員会教育長及び委員の任命に係る市議会の同意について【教育総務課】 P. 10

9月定例教育委員会資料	
年月日	令和6年9月25日
担当課	文化財課

債務負担行為補正（重要文化財仁風閣保存整備事業費）

重要文化財仁風閣保存修理工事の公募型指名競争入札が不調に終わったため、当初計画していた工期の延長が必要となることから、債務負担行為の変更を上程したものです。

1. 工事概要

- (1) 工事名 重要文化財仁風閣保存修理工事
- (2) 工事場所 鳥取市東町二丁目地内
- (3) 工期 契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (4) 予定価格 405,500,000円（消費税及び地方消費税を除いた額）

2. これまでの経緯

- 7月25日 公募型指名競争入札の公告
- 9月 3日 入札

3. 結果

戸田建設株式会社広島支店1者の応札がありましたが、無効となりました。

4. 今後の予定

事業期間の見込みは以下のとおりです。

- 工期 変更前 R6年度からR9年度 ⇒ 変更後 R6年度からR10年度
- 展示品製作 変更前 R10年度 ⇒ 変更後 R11年度
- リニューアルオープン 変更前 R10年度下半期 ⇒ 変更後 R11年度下半期

令和6年度9月追加補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
重要文化財仁風閣保存整備事業費	文化財課

[単位:千円]

区分	限度額	期間	財源内訳				
			国	県	起債	その他	一般財源
補正前	434,819	令和7年度～9年度	217,409	52,902	147,900	0	16,608
補正後	434,819	令和7年度～10年度	217,409	52,902	147,900	0	16,608

[事業の目的]

重要文化財仁風閣は、明治40年に大正天皇(当時皇太子)の山陰行啓に際し、当地の宿舎として旧鳥取藩主池田氏が城跡に建てたもので、山陰地方における数少ない明治洋風建築の遺構として貴重であることから、鳥取市に譲与されたのち昭和48年6月に国の重要文化財に指定された。

本事業の実施により、市民の誇りである重要文化財仁風閣を将来にわたって伝えていく。

[事業の内容]

近年、雨漏りや壁面の剥落など経年劣化が著しく、指定文化財として保存修理を要する状況にあることから、令和6年度から保存修理工事及び耐震補強を実施する。

(全体事業費518,585千円のうち、令和7年度以降の事業費は434,819千円)

[変更内容]

期間を令和7年度から令和10年度に変更し、適正工期を確保する。

[これまでの関連する取組]

令和2年度 保存修理計画策定
 令和3年度 修理検討委員会組織、委員会開催ほか
 令和4年度 現状調査、耐震診断ほか
 令和5年度 修理実施設計、耐震補強設計ほか
 令和6年度 債務負担行為(6月議会で議決)
 公募型指名競争入札(9月3日実施 1社応札があったが結果は無効)

[今後の取組]

9月議会で議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり

令和6～10年度 保存修理工事及び耐震補強
 令和11年度 展示品製作(別途事業)
 令和11年度下半期 リニューアルオープン(予定)

定例教育委員会 資料	
年月日	令和6年9月25日(水)
担当課	教育委員会事務局学校教育課

議会の議決を経ずに行った財産の取得について

他自治体で、地方自治法第96条第1項第8号の規定に反する財産の取得があったことを受けて、本市においても調査をしたところ、同様の事案があることが判明しました。

このため、当該財産の取得の手続きを有効なものとするため、令和6年9月市議会定例会で、当該財産の取得について追認を求める議案を提出したものです。

1 対象の財産の取得

(1) 対象となる契約

年度	内容	契約金額・内訳
平成27年度	小学校等の教師用教科書・指導書の購入	21,226,551円 【内訳】 小学校 23校分、中学校 4校分 教科書：2,332冊 指導書：1,355冊
令和2年度	小学校等の教師用教科書・指導書の購入	44,577,032円 【内訳】 小学校・義務教育学校 27校分 教科書：3,355冊 指導書：1,870冊
令和6年度	小学校等の教師用教科書・指導書の購入	58,535,395円 【内訳】 小学校・義務教育学校 27校分 教科書：3,523冊 指導書：2,144冊

(2) 契約の相手方 株式会社今井書店

(3) 原因

物品の単価ではなく、1契約あたりの予定価格が2000万円以上の動産の買入れについて議会の議決が必要となるという認識が欠如していたことが原因です。

2 事案の確認について

財務会計システムのデータが現存する平成26年度から令和6年度までの契約を確認しました。

3 再発防止について

令和6年8月30日に、事務の適切な執行について通知し、法令遵守及び事務の適正執行を徹底するよう、全庁に注意喚起を行いました。

今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

<参考>

○地方自治法第96条第1項第8号

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

○地方自治法施行令第121条の2の2 第2項

第二百一十一条の二の二

② 地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第四（第二百一十一条の二の二関係）

不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	都道府県	千円 七〇、〇〇〇
	指定都市	四〇、〇〇〇
	市	二〇、〇〇〇
	町村	七、〇〇〇

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得若しくは処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

【市議会議案】

議案第122号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

令和6年9月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

- 1 取得目的 教師用教科書及び指導書の取得のため
- 2 取得する財産の表示
 - (1) 種類 教師用教科書及び指導書
 - (2) 数量 3,687冊
- 3 取得方法 随意契約
- 4 取得金額 金21,226,551円
(うち消費税及び地方消費税の額 金1,511,120円)
- 5 取得の相手方 島根県松江市殿町63番地
株式会社今井書店
代表取締役 中尾行雄
- 6 契約日 平成27年4月1日

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第3条の規定により議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに取得していたためである。

【市議会議案】

議案第123号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

令和6年9月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

- 1 取得目的 教師用教科書及び指導書の取得のため
- 2 取得する財産の表示
 - (1) 種類 教師用教科書及び指導書
 - (2) 数量 5, 225冊
- 3 取得方法 随意契約
- 4 取得金額 金44, 577, 032円
(うち消費税及び地方消費税の額 金3, 931, 820円)
- 5 取得の相手方 島根県松江市殿町63番地
株式会社今井書店
代表取締役 島 秀佳
- 6 契約日 令和2年4月1日

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第3条の規定により議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに取得していたためである。

【市議会議案】

議案第124号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

令和6年9月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

- 1 取得目的 教師用教科書及び指導書の取得のため
- 2 取得する財産の表示
 - (1) 種類 教師用教科書及び指導書
 - (2) 数量 5,667冊
- 3 取得方法 随意契約
- 4 取得金額 金58,535,395円
(うち消費税及び地方消費税の額 金5,188,260円)
- 5 取得の相手方 島根県松江市殿町63番地
株式会社今井書店
代表取締役 舟木 徹
- 6 契約日 令和6年4月1日

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第3条の規定により議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに取得していたためである。

9月定例教育委員会 資料	
年月日	令和6年9月25日
担当課	教育総務課

鳥取市教育委員会教育長及び委員の任命に係る市議会の同意について

令和6年9月25日 鳥取市議会において教育長及び教育委員任命の同意議決を得られましたので報告します。

任命同意教育長（※ 別紙：市議会議案参照）

氏名	任期
河井 登志夫	令和6年10月1日 から 令和9年9月30日 まで

任命同意委員（※ 別紙：市議会議案参照）

氏名	任期
前田 哲雄	令和6年10月1日 から 令和10年9月30日 まで